

令和4年度第2回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和4年5月31日（火）

逗子市総務部情報公開課

令和4年度第2回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和4年5月31日（火）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第4会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第4号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度
に係る対応について【情報公開課】（継続審議）
4. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

逗 子 市 長	桐 ケ 谷 覚
総 務 部 長	田 戸 秀 樹
総 務 部 次 長	三 ツ 森 篤 史

総務部参事 (情報公開) 担当	情報公開 事務取	齋	藤	好	男
情報副	公開課 主幹	栗	原	達	也
情報公開 主任	課事	高	橋	佳	代
情報公開 委員会	課年度 員職	杉	山	晴	美

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 なし

配付資料

- ・改正個人情報保護法と逗子市個人情報保護条例との主な相違点及び対応方法
- ・地方公共団体の個人情報保護に関する審議会の実情と今後
- ・令和3年度個人情報保護制度の運用状況

午前 10 時 00 分開会

【委嘱状の交付】

【市長挨拶】

—市長 退室—

○齋藤総務部参事 では、第16期が始まりましたので、改めて職員の紹介をさせていただきます。

総務部部長の田戸でございます。

○田戸総務部長 田戸です。よろしくお願いいたします。

○齋藤総務部参事 総務部次長の三ッ森でございます。

○三ッ森総務部次長 三ッ森と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

○齋藤総務部参事 情報公開課長齋藤です。よろしくお願いいたします。

情報公開課の担当職員を御紹介させていただきます。

情報公開課副主幹栗原です。

○栗原情報公開課副主幹 栗原です。よろしくお願いいたします。

○齋藤総務部参事 情報公開課主事の高橋です。

○高橋主事 高橋です。よろしくお願いいたします。

○齋藤総務部参事 本日審議会の庶務を担当します会計年度任用職員の杉山です。

○杉山情報公開課会計年度任用職員 よろしくお願いいたします。

○齋藤総務部参事 申し訳ございませんが、部長、次長は所用がございますので、これで退席させていただきます。

—総務部長、総務部次長 退室—

○齋藤総務部参事 それでは、改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員の全員の御出席ですので、第2回個人情報保護運営審議会を開催させていただきます。

本日は私のほうで進行のほう行わせていただきます。

まず、今回、事前に配付させていただきました資料もございますが、本日、机上に配付した資料を御確認いたします。よろしいでしょうか。

まず、会議次第になります。次に委員名簿になります。次が、追加資料として、改正個人情報保護法と逗子市個人情報保護条例との主な相違点及び対応方法の資料になります。A4の横のものになります。資料1、令和3年度個

個人情報保護制度の運用状況になります。最後に、令和3年度第4回議事録になります。よろしいでしょうか。

では、本日は任期満了後、初めての会議ですが、全員が再任ですので、自己紹介等は省略させていただきます。

会長、副会長の互選を議題とさせていただきます。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第2条第1項の規定により、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることになっております。

こちらにつきましては、先にメールにてご連絡させていただきましたが、委員の皆様から事務局に調整をお任せいただいたところです。前期同様、安達委員に会長、森田委員に副会長でご提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○齋藤総務部参事 それでは、安達委員が会長に、森田委員が副会長に選任されましたので、一言ずつご挨拶をお願いできればと思います。

よろしくお願いいたします。

では、会長、お願いします。

○安達会長 安達でございます。

8期ということで、もう大分長くなったんですが、もうそろそろかなという気持ちであります。今現在は、条例改正という非常に大きな課題を抱えていますので、一つの区切りがつくまでは務めさせていただきます。幸いにして、構成メンバーは同じですので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤総務部参事 ありがとうございます。

副会長、お願いします。

○森田副会長 引き続き委員及び副会長を就任することになりました。弁護士会の推薦の、何といいますか、任期は通常、2年任期の第3期までというのが通常なんですけれども、今回は条例改正の途中でもあるということで、4期ということになりました。最後の任期になると思いますので、力を尽くして取り組みたいと思います。よろしくお願いいたします。

○齋藤総務部参事 ありがとうございます。

では、会長が決まりましたので、この後の議事運営につきましては、会長に

お願いしたいと思います。

会長は会長の席のほうに移動をお願いいたします。

—会長、会長席に移動—

○安達会長 それでは、議事に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症予防のため、速やかな議事の進行に御協力をお願いいたします。

お手元の議事次第に従いまして、まず（１）逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてです。

事務局からお願いします。

○齋藤総務部参事 先日、校正依頼をしました令和３年度第４回議事録を御確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安達会長 皆様既に校正をされていると思いますので、修正内容等について、まず、御確認をお願いします。

○海原委員 すみません。大したことないので、校正依頼は出さなかったんですけども、簡単に補足だけよろしいでしょうか。

○安達会長 どうぞ。

○海原委員 26ページの私の発言に「下がりますよね。」と、コピー代のことなんですけれども……。

○安達会長 26ページの……。

○海原委員 26ページの５番目の私の発言「下がりますよね。」と、コピー代（原価）は下がりますよねということなんですけれども、矢島課長は加算というふうにおっしゃったんですけれども、民間企業の場合は、私がいろんな会社に出向して見ていたんですけれども、基本的にはたくさん使うと単価当たりの原価が安くなるというのは一般的だったんですけれども、逗子の場合は逆なのか、または矢島課長と認識が違ったかもしれませんけれども、ちょっとそういうことだけ補足させていただきたいと思います。

すみません。

○安達会長 特に修正とか変更ではない。

○海原委員 いえいえ、それは要らないと思います。

○安達会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 ほかに皆様いかがでしょうか。

よろしいですか。

特に御異議、御意見等ないようでしたら、お手元の議事録どおり承認ということにさせていただきます。

よろしいですか。

これで確定ということにいたします。

では、議題の（２）になります。諮問第４号 個人情報保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応についてということで、所管は情報公開課ということでございます。

前回からの継続審議となります。

事務局からお願いします。

○齋藤総務部参事 では、前回の審議会で提出させていただきました諮問書につきまして、継続審査をお願いいたします。

継続審議として残っている事項については、さきに諮問書として提出いたしました資料の２ページ目、条例で定めることができるとされている事項のナンバー３、審議会への諮問になります。前回もこれについて、第１回のこの会議の中で審議していただいた、その内容についてです。

同じく、検討資料としては、資料の別紙１となっております。引き続きの審議をお願いいたします。

また、先ほど説明しました追加資料としまして、改正個人情報保護法と逗子市個人情報保護条例との主な相違点及び対応方法を新たにお配りしております。現在の逗子市個人情報保護条例と改正法の相違点とその対応方法を一覧にしております。全部で４項目ありまして、条例の後半のほう、こちらのほうに記載があります出資団体等の個人情報の保護、指定管理者に関する特例、個人情報処理業務受託者の義務等、事業者に対する指導及び勧告、こちらの４項目になります。

対応方法を記載しておりますが、検討したところ新条例で規定する必要はない、またはできない内容になりますので、今回は報告案件としたいと思います。

以上になります。

○安達会長 どうもありがとうございました。

では、この件について、引き続き審議をしてまいります。

前回、途中まで審議しましたが、諮問書、これ皆さんお持ちでしょうか。諮問書の中で、別添の2ページに条例で定めることができるとされている事項の中のナンバー3の部分が審議未了ということになっておりました。審議会への諮問ということで、改正法の129条に基づき、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報 の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる、こういう条文です。そこで、従来とは違ひまして、個人情報の取得段階、目的外利用、外部提供等に対して、従前は一定の要件の下に審議会の諮問事項となっておりましたが、類型的に一定事項について諮問を義務づけることはしてはならないというのが改正法の趣旨というふうに説明されております。

しかし、この129条にございますように、特に必要があるという場合については諮問することができる、そういう体裁になっております。これに対応するものとして、条例の改正が必要かどうか、その場合、どういう改正にするかということが諮問されているわけです。

前回の審議の中では、いろいろと御意見を頂戴しまして、なお、神奈川県や他市の状況も見ながら、最終的に逗子市としての対応を決めるということになっておりました。

事務局のほうで、何か他市の状況とか情報は入っていますか。

○齋藤総務部参事 今、他市のほうも神奈川県も、全国的に、こういった諮問を同じようにかけておまして、なかなか進んでいる状況ではない。まだ答申というところまでは出ているところは多くないというところだとは思いますが、いろいろ出ている範囲の情報で確認しますと、やはり審議会の意見としまして、個人情報の保護の水準というのは維持しなければいけないというところは同一だと思います。

一方、法律においては、先ほども説明があったように、個人情報の取得、利用提供、オンライン結合等について、類型的に、条例で定めては、それを諮問することはできないということは書いておりますので、条例にどのように書く

かというところが、先ほども会長のほうからもありましたが、なかなか難しい部分もあるのかなというところは、考えているところでございます。できることがないかということで、例えば、諮問という形ではなくて報告として審議会のほうに上げるとか、あと、どうしても迷った場合に、どういった形で審議会のほうに、例えば確認するとか、そういったことができないのかということ、何かできる方法がないのかというのを条例に書くのか、それ以外のものに定義するのかというところを、今検討しているようなところもあるというのは聞いております。

以上になります。

○安達会長 どちらも、大体、同時進行的ですので検討中ということで、明確に結論が出ているところは現状ではまだなかなか見当たらないということです。

前回、様々な御意見を頂戴しましたが、主に私のほうが申し上げた意見としては、法律の条文自体は、典型的に諮問を義務づけることは禁止しているということだとすると、できる規定を生かしていくという、特に必要な場合というのを柔軟に解釈して、なるべく諮問してもらおうと、そういう運用はできるのではないか。

とりわけ、所管課のほうで法律上は所管課の裁量によって判断できる範囲が広いように見えますけれども、しかし、それですと、なかなか所管課として自信を持って決裁しにくいという場面も多々あるかと思いますので、そういうことであれば、もう諮問してもらおうということを、運用上はルール化するということは可能です。

あと、特に法律上の要配慮個人情報に関して、法律上は単にファイル簿に記載するだけに留まっていますけれども、もう少しきちんと要配慮個人情報の保護をするという点からすると、要配慮個人情報が含まれているような情報を取り扱うという場合については、これでもできるだけ諮問してもらおうと。場合によっては、諮問しなくても同種の事務について前例があるというような場合もあり得ますけれども、そういうことがなければ、原則として諮問の対象にするというようなことも運用としては考えられるだろうということです。

あとは、新規の事業を立ち上げる場合について、類例がこれまでなかったような場合についても、できるだけ諮問の対象にするというようなことも考える

ことができる。いずれにしても条例自体は改正したい。国の法律どおりでいいとしても、運用ルールをきちんと定めてマニュアルに記載をしておくということは考えられないかということを、前回、私のほうで申し上げたんですけども。

そういう形で、結果的に諮問はしないで判断するという場合には、事後に必ず報告をしてもらう。事後の審議会の報告を義務づけるということは問題ないと思います。事後的な報告であっても、それなりに意味があって、そこでいろいろ質疑が交わされて、問題が指摘されれば、それに応じて所管課のほうで再検討していただくということはできますから、それも非常に意味があるだろうということとして、条例改正で、諮問しない場合は事後報告を義務づけるということもあっていいかもしれないと、思っております。そんなところを私は個人的には考えていましたが、皆様いかがでしょうか。

○**島田委員** そういう方向でいいと思うんですが、たまたま森田委員のレポートとかを拝見させてもらって参考になったんですけども、この中で、提案でひとつ面白いなと思ったのは、31ページにこういう提案をされているんです。個人情報保護制度審議会の諮問という中で、その右側の欄に、別の審議機関を設置してそこに諮問するというのが、地方公共団体が自主的な判断としてなし得ることである。例えば、情報公開、公文書開示などと併せた情報政策の審議会を設置し、そこに対し、個人情報の提供の是非について諮問することは可能であろうと。これは大変いいアイデアではないかと。今の国の押しつけによる尻すぼみになってくるんですが、これは逆に発展形と捉えられるわけですが、特に審議内容以外に、いろんな、市が制度を改正して、そういうことが頻繁に行われる。システムも変わって、事前に個人情報が組み込まれているデザインの際のチェックです。事前にそういうものをデザインするときの審議をすることに新しい審議会の意味があるんじゃないかというふうに思うので。こういうことの、実際可能性ができれば非常に望ましいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○**森田副会長** この点は、何というか、苦肉の策としての提案ではあるんですけども、ただ、実を言うと、逗子市の場合は、割と純粋な個人情報保護についての審議会になっているので、これをやるためには、ちょっと組織替えをしな

いといけないということになるんですけれども、実は、ほかの自治体の審議会は、意外とこの個人情報の中の審議会という形ではなくて、情報公開の審議会と一緒にあったり、あるいは公文書管理も兼ねているという形で、そういう総合的な審議会の形になっているところが実は少なくないということなんで、そういう審議会であれば、こういったようなものがないかなということを考えてんですけれども、逗子の場合はちょっとそういう意味では、今の形のままでなかなかやりにくいかもしれないので、組織の構成を考えないといけないと思いました。

○**島田委員** 全国的には、数少ないんだと思いますが、あると思うんです。今おっしゃったように。例えば、コンプライアンス、それと個人情報保護政策と結びつけて、やはり事前にデザインの際にチェックというか、そういう形にすれば、発展可能性は大いにあるんですけれども、それは、今度の改正とは、ちょっと別次元になりますので、それはややもすれば併用というか、両方向で発展型と、尻すぼみ型という失礼けれども、そういうのと二本立てもありかなというふうに思うんですけれども。

○**森田副会長** 実は国が言っているいろいろなルールですね、これがあくまで個人情報保護制度の流れの中での縛りなんです。その縛りがどこまで及ぶかというのは、実はよく分からないことがあって、新しい個人情報保護法と、それを受けての条例なんだけれども、割とそこを広く捉えていろいろ言っているんだけど、でも、逆にその流れから外れたものであれば、それは諮問機関を置こうが何しようが、どうこう言われる筋合いはないんです。これは例えば個人情報に関する条例を制定した場合、届出義務とかありますけれども、あの届出義務はどこまで負うかというのは、実ははっきりしないところもあって、何か国は広く関係するものは届出をと言っていますけれども、ちょっとそれもおかしい感じもするので、だから、そういう意味では、何でもかんでも今議論されているいろんなルールが適用されるわけじゃないんじゃないかというような意味で、問題提起ではあるんですけれども。

○**安達会長** その御提案によれば、別な審議機関を設置して、それに諮問してはどうかということですが、これは条例に明記するんですか。

○**森田副会長** いろんなやり方があると思うんですけれども、ですから、それは

その個人情報保護条例に書くことなのか、ほかの仕組みの中で位置づけるのかとか、そこはいろいろあるかと思います。

○安達会長 個人情報保護条例にこういう機関に諮問せよというふうに明記してしまうと、結局は同じことなんですね。

○森田副会長 そうなんです、そこが問題なんですけれども。

○安達会長 かといって、そこには一切触れずに、他の制度の中で個人情報の扱いについても規定して、そこで諮問を義務づけよということでしょうか。

○森田副会長 ですから、例えば情報政策みたいな分野をつくって、そういうことに関する諮問を受けるような、手続を設けるといったことができないかなということではあるんですけれども。

○安達会長 なかなか、ちょっと難しそうな感じもしますけれども。いったん義務づけるとなったら、審議会の名称は問わないんですよ。129条で、審議会その他の合議制の機関に諮問するというふうに書いてあります。審議会の名称は問わないんじゃないでしょうか。

○齋藤総務部参事 名称は問わないです。多分、規定すべきは、法律でいう法の施行条例と言われるものの中に審議会を規定している場合は、それが諮問機関といって、個人情報保護法上の諮問機関、市町村の諮問機関と位置づけられますので、その中での取扱いになっています。それが例えば、情報公開のほうにも諮問機関がありますが、例えばそちらに聞くというふうになれば、多分何も問題はないということだと思います。

所掌事務が今度は違ってきますので、なかなか、例えば一体にしてしまいか、小さい団体であれば、大きいところもあるかもしれないんですが、情報公開と個人情報の審議会が一体になっているところもありますので、そういう意味で名称は問わないというのはあるとは思いますが、それがどの条例に規定されているかというところで、取扱いが変わってくるということだと思います。

○安達会長 問題は、聞くことができるというのであれば、別に構わないんですけれども、聞かなければならないと義務づけてしまうと問題になるということなんじゃないですか。

それができるのであれば、どこに聞いてもいいわけですが、その問題に応じて。対象事項の性質に即して、いろんな審議会に聞くということはあると思います。

○森田副会長 例えばさつき市長さんも言われていたように、ここの医療情報取扱いを巡って、いろんな問題が起きていると思うんです。まさに要配慮個人情報もありますし、ですから、医療政策の中にそういう医療情報の扱いについての、何か諮問機関を設けるということはある得る。

○安達会長 あり得ますよね。

いろんな政策に関わる審議会に諮問するということはありますが、問題は先ほどから言いますように、義務づけてはならないと。ですから、義務づけてしまうと問題になるということじゃないでしょうか。

○森田副会長 義務づけると、やっぱりこちらに従ってきますかね。

○安達会長 その他の合議機関に入ります。

○森田副会長 そこは、もう義務づけるかどうかというよりは、本当にどういう問題があるかみたいなことを諮問するということがいいのかなと思うんですけれども。

○安達会長 そうしたことだとすると、個人情報保護審議会というのはあまり期待せずに、その内容ごとに、それに即した審議会の中で、個人情報のことは審議するということはあり得なくはないですけども、必ずしもそれですと、個人情報の保護がきちんとできるかという、そこはまだ難しいと思う。

○森田副会長 そこでいえば、何というか、抜け道的なことを言うと、例えば、医療政策についての諮問を受ける審議会、医療政策における個人情報の扱いに関する部会の構成メンバーについては、こちらの審議会と兼ねるとか、そういった形はできないかな。

○安達会長 全ての分野でそういう審議会があるわけではないので、そうすると、なかなか現実的に考えると、十分に個人情報について一定のルールに基づいて判断するということができるかどうかという点は、やや不安要素があります。

○森田副会長 いずれにしろ、ここのこういった仕組みをすぐつくれという話ではないので、かつ逗子の今の仕組みとは大分違ったものになりますので、ここでこういう何か別の機関をつくれという提案をするつもりは、私はありませんので。

○安達会長 そこまでいくと、この審議会の範囲を超えている問題もありますので。

ほかに何か御意見。

はい、どうぞ。

○望月委員 国の法律の話、何があるというのはもちろん分かるんですけど、今までここでやってきた議論なので、ここは具体的な犯罪、警察への情報提供とかで、制限した開示を、制限した情報とかもあったと思うんです。そういうやっぱり役割というのは、全くなくなるということではないと思うんで、そうするとやっぱり、もうこの条例には書けることは限られているんだけど、そうは言っても、運用の部分とかで積極的に聞いていただくということは、もし受けるのであれば、そういうきちんとした決まり事ではないのかもしれないけれども、運用というか、そういうのでやっていただくということを、何か考えざるを得ないのかなという気はしているんです。

情報開示も大事なんですけども、じゃ、例えば企業情報とか、そういうものが、本当に流れてしまったことで問題が起きて、じゃ、誰が責任取るのかと言ったら、やっぱり、この会議でもあるしというところもありますし、そのところはやっぱり皆さんによく分かっていただいて、条例ではこういうふうに、義務づけられないんだけど、引き続き積極的に、諮問すべきことは諮問していただくというのは、何か、そういう条例ではない下の部分というか、運用というか、ルールというか、そういうもので何か対応して行って、そうしていくうちにまたほかの機関とかの運用の問題点とか、国での議論が出るかもしれないし、ちょっと今、そういうのを待たなきゃいけない時期なのかなということを考えています、すみません、まとまっていませんが。

○安達会長 ほかに、いかがでしょうか。

○森田副会長 ちょっと、すみません。

今の御発言中であった警察からの照会への対応の問題というのが一つあって、これは逗子は個別に諮問を受けるということでは、逗子に限らず、多くみてきた諮問とかであったわけで、これを今後はどうするのかという問題が具体的にあって、恐らく法改正の後では、そもそも諮問しなくていいというか、諮問してはいけないんだという話になってくると思うんですけども、そうはいっても、実際問題ここで議論してみて、それが意味がないとは到底思えないわけで、やっぱりいろいろ議論していく中で撤回してもらった例もあるわけだし、相当

開示をする範囲も狭めることもしてきたわけですから、何かしらやはりチェック機能を持たないのはおかしいんじゃないかという感じはするんです。ただ、それを今後どういう説明で、どういう形でやるのかという問題があると思うので、出す出さないの議論ではないんだけど、具体的にどのように対処するかについての参考意見を聞くんだという形での諮問は、あり得ることだと思うんです。

あるいは、15年に改正をした結果を斟酌してみるということもあり得ると思うし、そのぐらいは少し具体的な方向性を答申で示したほうがいいのかなどという、すみませんでした。

○**安達会長** 捜査情報照会の場合だと、例えば生活保護の受給の有無とかという問題ですね。ただ、生活保護の受給の部分に関しては、今回の要配慮個人情報に入っていないということなので、そうすると先ほど私が申し上げた要配慮個人情報の場合には諮問するというルールからも外れるということになると、所管課のほうでは、警察から問合せがあったら、協力関係などを配慮して提供してしまうという方向に行きがちだというふうに、それは懸念があります。そこは慎重にやってもらうためには、例えば、先ほどの要配慮個人情報を少し、運用マニュアルを広げて、要配慮個人情報以外の機微情報についてもマニュアル的には挙げておくという形で、できるだけ諮問してもらうという、そういう運用はできそうな感じがします。

○**森田副会長** 国のQ&Aの中で、諮問可能なものとして、典型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて、運用ルールの細則を事前に設定することがあるんです、ですから、例えば、捜査照会については、今までの運用を踏まえて、一定のルールでいって、それに当てはめて運用したという場合については、事後的には報告をしてもらうし、ただ、そのルールを当てはめるだけではちょっと解決できない、というか、当てはめ切れないような問題が起きた場合は、それは特殊性に応じた必要な場合、ということで、できないか。何かそんなことがあってもいい。

また、諮問も、出していいかというよりは、出す上での注意事項を諮問するというようになると思うんですけれども。何かそういった形での整理をする必要がある感じがしています。

○**安達会長** ですから、条例は条例として、別途その諮問の対象になり得る事項、あるいは、諮問を奨励すべき事項ということについて、この審議会で何か基準をつくるということは考えられます。

そういう形で、差し当たって当面の条例改正については、そこはなかなか手をつけるのが難しいということなので、条例は法律のとおりにしておくべきかなど。運用の基準についてもう少し詰めていくということは、今後の審議会での一つの検討課題というふうに考えましょうか。

先ほどの、事後報告を義務づけるというのはどうでしょうか。これを条例に明記すると。

○**海原委員** 先ほど他の委員も申し上げられましたけれども、森田副会長のペーパーを拝見して、逗子市は非常に丁寧にやってきたと。これは私ども市民にとっては非常にありがたいことなんです。すごく感謝しています。

類型的な、国の今回の改正法の本当の背景の趣旨を、あまりよく理解は、整理以外していないんですけれども、こういうふうに理解したと、こういうふうに来た以上は、安達会長のおっしゃったように、条例にその報告を出すということで、条例に書くか、または運用で逃げるかというのはあると思う、議論はあると思うんですけれども、その中において、望月委員おっしゃったように、チェック機能が報告だから、万が一の報告の前に、情報漏洩で、個人情報毀損して、市民が被害を受けたとしても、それはやむを得ないと。ただし、2次被害は報告会によって、単に報告だけじゃなくて、質疑応答によって防ぐということは考えられるとは思いますが。

1次被害を防ぐためには、安達会長がおっしゃったように、何らかのルールを決める必要はあるとは思いますが。

○**安達会長** 全く法律の文言のとおりそれをなぞるだけではなくて、事後報告の義務づけにしても、付け加えたらどうかなとちょっと考えたんです。ちょっといき過ぎですか。どうでしょうか。

○**森田副会長** 義務づけにしてしまうとどうなるか。

○**安達会長** 事前の諮問の義務づけは駄目でしょうけれども。事後報告だったら別に事務的支障はないだろうと。

○**森田副会長** そうですね。別に利活用を阻害するものじゃないですから。

○**安達会長** 市の個人情報取扱い状況について、審議会としてきちんと把握する必要があるという趣旨ですよね。それは逗子市の自主的な判断として可能ではないかなという気がしますし、逗子市がそれをやれば、他市もそれに倣ってもらえるかもしれない。そういう気もしますけれども。

○**望月委員** ちょっとよろしいでしょうか。

事後報告をもし義務づけできるならですけれども、やっぱり事後報告しなきゃいけないというふうになると、それぞれの、実際に運用をされている機関の方は、後からいろいろ言われるぐらいだったら、先に聞きたいというか、そういうインセンティブにもなるのかなという気がするんです。なので、この条例には書けないんだけど、じゃ、運用でやりましょうというところの実効性は、やっぱり関わってくるのかなと思うので、まずそれが、法律に抵触しないように書けるのであれば、事後報告を書くというのは、一つの抵抗というか、そういう手もいいのかな、と。

○**安達会長** 多少逃げ道として事後報告しなくていい場合も、規則に書いておくとか。規則で定める場合を除いて、事後報告するということを義務づければ、多少、国から何か言われても突っぱねられるという気はします。全てについて事後報告するということではないんですよという抗弁ができるということです。

○**森田副会長** あるいは審議会が事後報告すべきことを定めることができるのか。

○**安達会長** 規則で定める事項を除いて、事後報告するものとする。

○**森田副会長** 何かこの、定型的なものについてはルールをつくりたいということはいいいという話でしたが、そういうルールづくりの流れで、ある場合は審議会に事後報告してくださいよというルールをつくる、それは割と国の見解に沿った形で書けそうな感じがするんですけども。

○**安達会長** そういう押さえがあって初めて、じゃ、事後よりも事前に諮問しようという気分にもなりますし。単にできるだけ諮問しましょうと言っても、なかなか応じてもらえない場合もありますから。そういう点では、ちょっとそういう押さえをしておいたほうが諮問をしてもらいやすい。そういうインセンティブになるかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。そんなところでよろしいでしょうか。

○島田委員 結局、事後報告受けて、報告受けるだけじゃなくて、やっぱり、フィードバックが必要に応じてできる。その辺のところですか。

○安達会長 そうですね。もし問題があるという場合には、もう見直しをしていただく。

○森田副会長 報告がここの議題になるわけなので、それに対しては、当然意見交換がここでされますから、それは記録として残るわけです。

○安達会長 これまでもそういう事例がありました。報告事項のとき少し意見が出て、再検討していただくということがあったようには思います。
事務局いかがですか。

○齋藤総務部参事 そうですね、今の報告が、多分ちょっと調べてみないと分からない。

○栗原情報公開課副主幹 報告ということを行っている自治体が幾つかあるということは聞いているんですけども、それを条例に明記するかどうかということ、運用でいくのかということ、どちらを選択するんですかというところの情報がまだないところでありますので。

○安達会長 逗子市が先鞭を着けてやるという。

○齋藤総務部参事 ちょっと委員会や他の自治体などにも確認を取りつつ、どのように条例をつくるということです。分かりました。

○安達会長 では、そういう方向で少し御検討をいただくことにしましょうか。

この件に関しては、それでよろしいでしょうか。

○森田副会長 ここは、ある程度文章にさせていただいて、その上で議論したほうがいいですね、恐らく。

○安達会長 そうですね。いずれにしても、答申をする場合に、答申原案の検討をしますから。

○森田副会長 方向が決まれば自動的に文章が決まるものではなくて、やはり、どういう書き方にするかは結構微妙なところがあるので。

○安達会長 そうですね。

○森田副会長 取りあえずたたき台的なものを。

○安達会長 そうですね、おっしゃるとおりです。

○**海原委員** その中で望月委員がおっしゃったように、確かに報告したときに指摘されるよりは、先に質問する、インセンティブになるということも、条例にするか、運用にするかというのも、基本文章にして含めて、さっきの報告だけじゃなくて、そこも入れておいて、よろしく検討していただければありがたいです。

○**安達会長** では、この件に関しては、今、申し上げたようなことで、事務局のほうに詰めていただいて、最終的には答申案の形で再検討する。この審議会で審議をするということにしたいと思います。

よろしいですか。

○**齋藤総務部参事** 答申案の素案を入れていきたいなというふうに思っております。その前に、どういう方向性とか、その辺を確認しながら。

○**安達会長** そうですね、例えば答申案の骨子というんですか、まだ原文手前で、答申案の骨子みたいな形で文章化していただくというふうなのが検討しやすいかもしれません。

では、この件については、以上でよろしいでしょうか。

○**森田副会長** 条例改正全般ですか。

○**安達会長** まだ審議会の。

○**森田副会長** 審議会の中でしょうか。

○**安達会長** 審議会の諮問に関して当初この諮問書に書かれている項目については、以上となりますが、追加的に今日出ている資料がございまして、そちらのほうについて、次に審議をした上で、全体としての条例改正の今後の課題について、お諮りすることにします。

では、この追加資料のほうについて、事務局のほうから御説明をお願いします。

○**齋藤総務部参事** では、追加で先ほど説明しました4項目です。こちらの条例と併せて、改正法と条例の主な相違点及び対応方法について説明させていただきます。

資料を御覧ください。

まず、項目1になります。出資団体等の個人情報の保護については、改正法には記載がありませんが、条例第30条に規定されている項目になります。現状は出資団体に対して、出資、その他財政上の援助の公共性から個人情報の取

扱いについて、実施機関と同様の水準を維持すべく条例で規定しているものになります。

法改正後の対応方法としましては改正法において明記されてはいませんが、個人情報の保護に関する法律についてのQ & Aについて、出資法人や指定管理者に対して独自の規定を置くことは認められていないとのことであるため、出資団体に対する項目は新条例には規定しない方向で考えています。それは出資法人であっても、改正法上は個人情報取扱いの事業者として規定されているものになりまして、個人情報の取扱いについては、その法律の第4章の規定が適用されるものになるということになります。

項目2、指定管理者に関する特例になります。こちら、改正法の第66条第2項に規定があります。条例第31条2項に規定されている項目になります。

現状は、指定管理者に関して出資団体と同様に条例に個人情報の取扱いについて、実施機関と同様の水準を維持すべく規定を設けています。また、指定管理者を指定した実施機関、市です、市に対して個人情報の開示請求をすることができると規定されております。

法改正後の対応としましては、公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについて、改正法第66条第2項により行政機関の長等が講じる保有個人情報の漏えい等の防止、その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置、これは安全管理措置という、を準用する旨規定されています。また、Q & Aでは、出資法人や、先ほど説明しました指定管理者に対して、個人情報取扱いについて独自の規定が置くことが認められていない旨記載があることから、個人情報の取扱いについては、既に法の適用がありますので、新条例には規定しない方向で考えています。

なお、個人情報の開示請求については、事務対応ガイドでは、地方公共団体が個人情報の保有、管理主体となる場合については、指定管理者に対する開示請求に係る取扱いについては、実施機関が受ける形になりますので、それを仕様書等で対応等明確に定めておく必要があるとされていることから、仕様書内にこの個人情報の開示に係る取扱いについて、規定する必要があると考えております。

項目3、個人情報処理業務委託者の義務については、改正法第66条第2項

に規定があり、条例第31条に規定されている項目になります。

現状は個人情報処理業務受託者に対し、個人情報保護について実施機関と同様に義務を負うと規定されております。法改正後の対応としましては、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者は、当該委託を受けた業務について指定管理者と同様に、安全管理措置が準用される旨、改正法第66条2項に規定されております。したがって、法の適用がありますので新条例には規定しない方向で考えております。

裏面にいきます。

項目4、事業者に対する指導及び勧告については、改正法の第4条、第5条、第14条に規定があり、条例第32条に規定されている項目となります。現状は、条例第4条に事業者向け義務が規定されており、また、条例第32条でこの規定に反する行為と認められるときは、必要な調査を行った上で、当該行為の是正、または中止を指導し、これに従わないときは是正及び中止を勧告することができる旨、規定されているものでございます。

法改正後の対応としましては、改正法第14条では、地方公共団体は、個人情報の取扱いに関する事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理するため、苦情の処理のあっせん、その他必要な措置を講じるよう努めなければならない旨、規定されています。これに対しまして、Q&Aでは、地方公共団体が独自に事業者に対して事実確認及び是正勧告を行うことができるとする制度を設けることについては、法は地方公共団体に対して、個人情報を取り扱う事業者に対する行政処分を行う権限を付与しておらず、事業者に対し強制力を伴う形で事実確認や是正勧告を行うことはできないとされております。改正法の規定では、個人情報保護委員会が勧告及び命令を行うこととされておりますので、したがって、この法の適用がありますので、新条例には規定しない方向で考えております。

以上になります。

○安達会長 どうもありがとうございました。

御質問、御意見等ございますか。

どうぞ。

○海原委員 まとまっていなくて申し訳ないんですけども、4番と3番があっ

て、まず4番の法改正後の対応処理なんですけれども、下から3行目、地方公共団体に対して個人情報を取り扱う業者に対する行政処分を行う権限を付与しておらず、事業者に対して強制力を伴う形で事実確認や是正勧告を行うことはできない旨規定している。これにマッチングしているのが、上から3行目のその他必要な措置を講じるよう努めなければならないと書いてあるんですが、ちょっと日本語の問題で法律でよく言われるんですけれども、下から2行目、強制力を伴う、強制力というのはあまり意味が正確に分からないんですけれども、強制力が伴わなければ、事実確認や是正勧告をやってもいいということなんでしょうかというふうに読み取ってもいいんでしょうか。

○齋藤総務部参事 是正勧告自体が、もう既に強制力のあることになるのだと思われるのです。なので、上の部分の苦情の処理やあっせん、要は調整等、その辺まではできると。例えば本当に勧告を受けるのであれば、個人情報保護委員会のほうから指摘するような形になりますので、市町村については、市町村から個人情報保護委員会のほうへ報告なり、調査の依頼をするような形が取られるということが記載されております。

○海原委員 それは県とか国の調査委員会なのですか。

○齋藤総務部参事 国の個人情報保護委員会。

○海原委員 まだ上げ方は決っていないでしょう。

○齋藤総務部参事 そうです。国のほうの個人情報保護委員会のほうに直接上げるという形になります。

○海原委員 それから3番なんですけど、個人情報受託者の義務等なんですけれども、この場でも何回か議論させて、私も失念している部分があるんですけれども、個人情報を処理する者が行政からの受託者、第1次受託者です。それから、多分第1次受託者だけじゃできない、また結構な数なもので、再受託です、そのまた再受託するケースもあるんですけれども、そこはどういうふうに見ているわけですか。

○齋藤総務部参事 当然最初の委託、市から第1次受託者については、市と1次受託者との関係、そこで契約関係がございますので、そこが監督するなり、市の個人情報保護がそのまま適用されるという流れです。第1次受託者から第2次受託者に再委託される場合も当然それも。そこでの契約については、1次受

託者と2次受託者の契約内容になりますので、そこは1次受託者が指導、監督をするという流れです。だから、全体の流れとしては、当然、市からの委託になりますので、当然、第2、第3次受託者についても市の条例というのが同様に準用されるという形になると思われます。

○海原委員 第3次であっても準用されるということですね。

○齋藤総務部参事 そうですね。

○安達会長 よろしいですか。

ほかに御質問、御意見等ございますか。

私のほうから質問ですが、このナンバー4の事業者に対する指導、勧告について、法の改正後の対応方法ということでは、結局どういう対応をしようということなのでしょうか。

○齋藤総務部参事 結局、苦情等は、要は市のほうで受ける体制はあるということ、そこまではしていいよということになっておりますので、例えば、市民の方等、いろんな苦情が出てきたとか、事業者に対する苦情が出てきたりとかというのは、市のほうで対応できるんだと思うんです。それが最終的に、要は是正勧告が必要になるという場合には、国のほうの個人情報保護委員会のほうに、報告をして、そちらのほうから是正勧告がされるというような流れになっています。要は市町村については、その是正勧告の権限というのがありませんので、そちらについては、国の個人情報保護委員会のほうに報告を上げて、そちらからやるというような流れになっています。

事業者については、個人情報保護法の別の条文が適用されますので、そちらのほうで、国の個人情報保護委員会についても、事業者に対する是正勧告ができる旨の規定がございますので、そちらを適用して実施するという流れになります。

○安達会長 そうしますと現行の条例の第32条はもう削除するということですか。

○齋藤総務部参事 そうなります。

○安達会長 その点どうでしょうか。個人的な意見ですが、あくまでQ&Aで言っていることは、強制力を伴う形で事実確認や是正勧告をできないということですよ。だから強制力を伴わない形であれば、することは差し支えないとい

うことにもなりますので、苦情が出てきた場合にアッセンをするために任意調査をする必要があったとして、その調査の結果として問題があるという場合に、是正指導をするということは可能なんじゃないかなと思うんですけども、それまでも駄目ということなんでしょうか。

そもそも指導、勧告というのは、本来は強制力がないんです。法的な拘束力がないはずですので、その限りではできるはずではないかというふうに私は思うんですけども。現行の条例の第32条の第2項には、勧告に従わない場合には、その事実を公表することができると書いていますので、勧告に不服従という場合の事実公表という仕組みはやや微妙です。それはやっぱり事実上の強制ではないかというふうに見られる可能性はあるということですけども、その場合でも、事実の公表の範囲によりますので、具体的に抽象化した形で事実を公表する。こういう事実があったということで、注意を喚起するということは、ぎりぎりセーフかなというふうにも思うんですけども。

○齋藤総務部参事　そうですね。今の形でQ & Aのほうをちょっと確認しますと、任意での形であれば、是正勧告まで、事実確認や是正勧告を行うことは妨げられないという形になっておりますので、そこまではできるんだと思うんで、やはり、先ほど言ったのは、強制力を持った形ではできないということは、任意の形で調査・指導するということころまではできるということです。

○安達会長　そもそも苦情の処理のアッセンも、任意で指導の一環ですね。

○齋藤総務部参事　そうですね。そこまで。

○安達会長　だから、指導ができるはずです。

○海原委員　そうですね、国に報告をするにしても、事実確認をしないと単なる思いつきとか、申立者の思いを伝達するだけの機能になってしまうので、今会長言ったことと多分似ていますけれども、任意というよりは事実確認というのは必須かなという気はします。いかがでしょうか。

○齋藤総務部参事　そうですね、その辺は多分できると思いますので、例えば条例にどう書くのかという部分は、また別のことになってくるかと。その辺は確認してみたいと思います。

○安達会長　現行の条例でも、調査に関しては特に罰則の規定はないんですね。調査要求に従わない、拒否したという場合に、罰則の規定は置いていないんじ

やないですか。だから、現行の条例は任意調査ではないでしょうか。

できる限り調査に応じてもらうということで、そういう調査、要求の権限を条例で置いておくということは大事です。条例の根拠に基づいて、調査をしたいということは言えるわけです。そういう意味では、全面的に不記載にするとするのはちょっと行き過ぎかなというふうに私は思いますけれども。

○森田副会長 改正法でも一方では事業者とのトラブルについては自治体がちゃんと、収めなさいねということが書いてあるのに……。

○安達会長 そうです、ある意味ではそう。

○森田副会長 それでいて権限をまるごと取り上げるような書き方はないんじゃないですか。もともと自治体にそういう役割が残っているわけですから、それに必要なことはできればおかしいです。

○齋藤総務部参事 記載できる内容は記載していきたいと思います。

○安達会長 そうですね。そういう形で御検討ください。

ほかに何かお気づきの点等ございますか。

○森田副会長 1番目の出資法人等の扱いなんですが、これはもう民間事業者という位置づけにしちゃうというんですが、ただ、出資法人である以上、市との関わり合いは結構あるわけで、何かその辺はどうでしょうかと。全然一般の民間と個人との関係性だけで考えられるのかなという感じがするんですけども、出資法人、これもいろいろでしょうけれども、何か条例上一定の位置づけがあつての出資法人みたいなものがあるわけですから。だから、そういう部分については、そちらのほうからチェックしていくようになるんですか。でも、何かそれを民間の事業者扱い、何か据わりが悪い感じはするんですけども。

○安達会長 出資法人というと、出資の割合は様々ですよ。条例上は第30条ですけども、何%かでも出資していれば出資団体ということになるんですが、その中で、指定団体というのがあって、指定団体というのは、出資比率の高い団体でしょうか。

○齋藤総務部参事 2段階の条文になっておりまして、まず、少しでも市が出資しているものが出資団体と言われているものにしていただいております、指定団体という別途の名称で規定されているものが出資率が25%以上を占めるもので、その中で市の出資率が最も大きいものというところです。また、市が

100万円以上財政上の支援している、50%以上を占めるというようなものが指定団体ということで、現状は報告をしているものです。報告がされているものになります。

○**安達会長** そうすると、出資団体を全く民間事業者扱いにできるものもあるんでしょうか。そもそもない、むしろ市がやっている事業の一部になっているというような、そういう性格の出資団体もあり得る。50%以上出資していたなんて場合もあります。そういう捉え方もできます。

○**齋藤総務部参事** この50%以上出資している団体については、個人情報保護条例上もあるんですが、例えば、地方自治法上でも規定がありまして、議会への報告案件になっておりまして、例えばパブリックサービスですかね、この中で規定されているパブリックサービス株式会社とか、土地とかを持っています土地開発公社がそういう管理をしておりまして、そちらについて議会への報告案件となっております。

○**安達会長** Q&Aでは、そのこのところまで具体的には書いていないわけですよね。ただ、出資法人というふうにはしているだけだと。そこは別の扱いも可能ではないかなという気がしますけれども、いかがでしょうか。

相当程度出資率が高い団体については、事実上市の行政施策に対する協力だったり、位置づけの言及なんかがあったり、そういう面での個人情報保護の責任についても十分に負担については書けるということは、考え方としてはあり得て、出資法人一般とはやっぱり違う扱いというのは、理屈としては、この2択かなという気はします。

○**森田副会長** 形の上では民間事業者になってしまうんでしょうけれども、ただ、逆に民間事業者に対しては、一定指導はできるようになるわけですから、ちょっとその指導の在り方が特殊なものになるということで、何か一定の措置をすることはできるかなという気はするんですけれども。

基本、民間事業者という制度を運用するとしても、民間事業者に対する指導の在り方というのはいろいろあるわけですから、それがやっぱり市との関係性が強ければ、それに即した指導をすること。何もそれが無いままにしておくのは、落ち着きが悪いと思います。

○**安達会長** ちょっとこれも少し検討していただけますか。具体的に民間事業者

なみの扱いで問題ないとか。

○齋藤総務部参事　ここで言われているのは、個人情報、例えば取扱いとか、開示請求とかをこの条例を準用するという形になっておりますが、法律が、その取扱い、開示請求等を法律に基づいて、行政機関側の条例、法律に基づいてやってはいけないという、そういう趣旨だと思われる。なので、事業者側は法律に基づいて個人情報の取扱いを行うと。開示請求などもそちらに基づいてやるという趣旨だと思われます。今、副会長がおっしゃったとおり、指導とかについては、多分事業者と同じようにできるので、それについてはどんなふうにできるかというところを考えていきたいなと考えております。

○安達会長　よろしいですか。ほかに何かありますか。

それでは、この件について、特に御質問、御意見がないようでしたら、今の議論を踏まえて、事務局のほうで御検討をお願いします。

あと、この条例改正全般について、特に委員の皆様から御発言、御意見等ございますか。

○森田副会長　では、ちょっとすみません。

なかなか新しい条例のイメージというか、分かりにくいんですけども、国のほうは改正法の施行条例ということで、むしろシンプルなものにしてくださいという感じがあるんですが、やっぱり逗子市は逗子市としての、これまでの実績もありますので、なるべく現行の形はこのぐらい残した形で、改正をしてほしいということがあって、ですから、名称的にも改正条例、施行条例などと言わずに、今のまま条例で、その目的の一つにこの施行というのを挙げていればいいのでは。

それと、目的規定について、今の条例では、日本国憲法第13条の個人の尊重の理念に基づき個人情報を保護することが不可欠ではないかと挙げられていて、国の法律はあまり憲法に根拠があるとか、そういうことはずっと書いていないので、こうした理念はきちんと残してほしいと思います。

その点については、国のQ&Aでもいわゆる理念規定を残すことは別にいいですよということがありますので、やっぱりそういう条例の本来の目的から理念というのをきちんと残してほしいなというふうに感じます。

また、それを念頭に置いて、答申をまとめるに当たっても、ある程度の前書

きで逗子市の条例が制定された経緯、多分逗子市の審議会みたいなのをつくって、有識者、市民がどのくらいいたか、やっぱり独自の有識者等を集めた場で議論して、独自性のある条例をつくってきたというのがありますので、そういった経過を踏まえた答申にしてほしいなと。神奈川県の場合は、都道府県内最初につくったということもありますので、そういったことも書いてありますけれども、やっぱり地元、この地域に適合するものとして制度作って、制度運用してきたんだということは議論の前提としてやはり、答申の中でもぜひ入れていただきたいというふうに思います。そんなところですよ。

○安達会長 私も今の御意見に基本的に賛成ですが、条例改正のイメージといいですか、体裁をどうするかというときに、国のガイドラインですと個人情報保護法施行条例という言い方をしているんですけども、このネーミングはあまりよくない。施行条例という名前は避けたほうがいいなという気がします。単純に法律を施行するということではないので、逗子市としての独自の観点を含めて、条例化するということですので、名称としては従前どおり個人情報保護条例でいいと思います。

それと、法律で書いてあることは直接適用されるわけですけども、そこを除いた形で、独自な部分だけを落穂拾い的に書くということを国は想定しているみたいなんですけど、これはどうなのかなというので、市民から見て逗子市の個人情報保護制度どうなっているかというときに、条例だけ見ても分からない、法律と条例両方見ないと全体像が見えないということになるのは望ましくないんだらうと考えますので、市民から見て個人情報保護制度が全体として見える、理解できるようにするという観点からすると、国の法律が直接適用されるような条文についても、同じものが引き写しになりますけれども、それを条例に盛り込んで、プラスアルファで逗子市として独自の規定を置くという形のほうがいいかなというふうに、私もちょっと悩みつつ、そういう方向でいったほうがいいのではないかと、そういうふうに考えているんです。そこはちょっと大事な観点かなと思いますので、どちらにするかというときに、部分的に落穂拾い的なものにすることはあまり望ましい形ではないんじゃないかというふうに思うんですけども、その点皆さんはいかがでしょうか。

○森田副会長 私の申し上げたのもそういう趣旨を含めてのことです。

○安達会長 ここは各自治体でいろいろ検討されていると思うんですけども、放っておくと施行条例というシンプルなものになってしまうというふうになるかなという危惧がありまして、そうはしない形のほうがいいのではと思っています。

○齋藤総務部参事 国は、多分法律の中で、何々しなければならないと書いたところを、再度条例の中で、何々しなければならない、というふうに書かれると、多分、ダブルスタンダードという形になって、どちらに従ったほうがいいという形になるのを危惧しているのではないかと思います。

○安達会長 そうですね。両方あるとどちらで行くかというふうになりますが、これは解釈上としては、法律が直接適用されるものについては法律を根拠に行うということになって、それと同じ文言が条例に書いてあっても、これはいわゆる例文規定として、それが実質的な効果を及ぼすわけではないというふうに整理したほうがいいと思います。両方書いてあると、法律が改正されると、そのたびに条例も改正しなくてはならないといったやや煩雑さはありますけれども、そこはしょうがないかなというふうに。

○齋藤総務部参事 法律に書いてある部分でしなければならないというところも、例えば、他の何かで補うとか、規則とか、それについてはこういうことだよとか、マニュアル的なところで市民が分かりやすいような形で、最終的な形にはしていきたいと考えています。

○島田委員 その場合、同じ名称で、逗子市個人情報保護条例という同じ案でということですか。

○安達会長 同じ条例の名前ですか。

○島田委員 名前は。

○安達会長 名前はですから、現在の逗子市個人情報保護条例を全部改正する。

○島田委員 その結果の名称ですよ。

○安達会長 名称自体は同じ名前がいいと思います。

○島田委員 それで通るんでしょうか。

○安達会長 それは通ります。名称は変わらずに中身が全部変わっているということは十分例もあります。

○齋藤総務部参事 改正するときに、例えば同じ名前で改正するというやり方はあります。

○島田委員 そうですか。

○齋藤総務部参事 国が多分それを使えと言っているわけではないと思われます。国の条例の案文が来ておりまして、そちらでは施行条例、個人情報保護法施行条例という名称が来ておりますので、多分、他自治体も現状では、施行条例という名前を使っておりますが、最終的なところでは、多分変更されてるところもあります。

○安達会長 国はそうしてほしいんでしょうけれども、内心では。施行条例にしたいというふうに考えているんですけども、しかしそこは別に従う必要はないんです。あくまで逗子市で制定する条例ですから、逗子市の自主的な条例としてそこはきちんとしておくということが大事ななというふうに思います。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それでは、本日の審議を踏まえて、次回の審議に向けて、事務局のほうで答申の案、ないしは答申案の手前の骨子案でも結構です。そういうものを作成していただくというふうにして、次回、それについて審議をするということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それでは、議題の（２）については、以上といたします。

（３）その他について、お願いします。

○齋藤総務部参事 それでは、報告としまして、報告が１点と日程の確認がございます。

まず、令和３年度個人情報保護制度の運用状況になります。

ちょっと本日、時間のほうが来ていますので、資料のほうをまた確認していただいて、報告の内容についてはメールで報告内容を報告させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○安達会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それでは、後日報告をお願いします。

○齋藤総務部参事 次に、日程の確認のほうをよろしくお願いします。

次回、第3回の審議会ですが、6月28日火曜日、午前10時からを予定しております。

○安達会長 次回、6月28日火曜日の午前10時からということです。

よろしいでしょうか、皆様。予定どおりこの日で開催ということで、よろしくお願いいたします。

○齋藤総務部参事 もう一つ、もし次回で終わらなかったためのために、第4回の審議会としまして、会議室等の都合がございまして、7月25日月曜日の午後2時からを予定しておりますが、こちら。

○安達会長 すみません。ちょっと私の個人的な都合で申し訳ないんですけども、午後2時からというのを30分繰り下げることはできますでしょうか。ちょっと前に予定が入っちゃったんですけども。

○齋藤総務部参事 ほかの皆さんはいかがでしょう。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 よろしいですか。では、7月25日月曜日の午後2時30分からということで、御予定ください。すみません。よろしくお願いいたします。

その他、特にございますか。

○齋藤総務部参事 はい、以上です。

○安達会長 よろしいですか。

それでは、これをもって全ての審議事項は終了いたしました。

これをもって本日の会議は閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時45分閉会